

広島県告示第百五号

平成二十七年広島県告示第二百九十二号（平成二十七年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の表庄原市の項調査地域の欄を次のように改める。

総領町五箇の一部、東城町川鳥の一部、東城町森の一部、総領町上領家の一部

二の表廿日市市の項数値情報化を行う地域の欄を次のように改める。

津田字諏訪・榎ヶ峠・別府・焼迫の一部（佐伯）